

ID: 262

担当部署: 上下水道課

処分の概要	業務の禁止等		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道排水設備指定工事店規程 第14条		
例規番号	平成30年企業管理規程第8号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。 (業務の禁止又は停止)</p> <p>第14条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し又は一定期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不相当と認めたと き。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日